

# 国内のヘンプ生産拡大に向けた 規制改革要求

## 急速に進展する海外の ヘンプ産業事情

大麻といえば日本ではマリファナ、危険な薬物とのイメージが強いが、実は大麻草（和名はアサ、麻、英名はhemp、学名はCannabis sativa L.）には、陶酔性の薬理成分として知られるTHC（テトラヒドロカンナビノール）の含有量が極めて少ない産業用ヘンプ（産業用大麻、以下ヘンプ）と呼ばれる種類がある（表1）。

日本の大麻もヘンプの一種で、もともとTHCが低い。北海道では戦前まで製麻工場の原料作物として亜麻とともに広く栽培されていた。戦後は大麻取締法によって栽培と所持が厳しく規制され、今では全国でわずかに30数軒が栽培するのみとなった。

一方、海外では従来の繊維製品に

表1：大麻草（アサ、Cannabis sativa L.）の用途別の分類および定義

名称	品種	主な利用部位	利用目的	定義
産業用大麻（ヘンプ） Industrial hemp	繊維型	種子、茎、葉	産業用	THC濃度0.3%以下の品種 CBD濃度1～3%
医療用大麻 Medical cannabis	薬用型	花序、葉	治療	THC濃度5～20%の品種
嗜好用大麻、マリファナ Marijuana		花序	嗜好品	THC濃度5～20%の品種、 対象年齢は成人以上、タバコ代替の課税対象

注：本誌2018年1月号「知っておきたい世界各国の産業用ヘンプ 第1回 各国で異なるTHC濃度の基準」赤星栄志著より引用。

表2：各国における産業用ヘンプのTHC濃度基準

国名	栽培解禁年	THC濃度基準	作付面積
EU（28カ国）	1993年	1989-2000年 0.3% 2001年-現在 0.2%	50,018ha (2018年)
カナダ	1998年	0.3%未満	37,433ha (2019年)
オーストラリア	1998-2017年	1.0%未満	2,210ha (2017年)
中国	2008年推奨国家標準を制定	低毒大麻0.3%未満 無毒大麻0.1%未満	約50,000ha (2017年)
米国	2014年 研究栽培（連邦法） 2019年 商業栽培（連邦法）	0.3%以下	59,110ha (2019年)
タイ	2018年（13年から暫定栽培）	1.0%未満	約5,000ha (2017年)
日本	栽培は禁止されていない 1948年から栽培免許制	基準値なし	11.2ha (2018年)

注：本誌2018年1月号「知っておきたい世界各国の産業用ヘンプ 第1回 各国で異なるTHC濃度の基準」赤星栄志著より引用。

一般社団法人北海道ヘンプ協会  
代表理事 菊地 治己

きくち・はるみ 岩手県盛岡市出身、現在旭川市在住。1973年3月、北海道大学農学部卒業。77年6月、同大学院博士課程中退、北海道立中央農試に就職。上川農試水稲育種科長、十勝農試場長などを経て上川農試場長で2011年3月に定年退職。「ゆめびりか」など北海道米の品種改良に従事。2014年8月、一般社団法人北海道ヘンプ協会を設立。同年から3年間、北海道大麻研究者免許により試験栽培に従事。EiHA ヨーロッパ産業用大麻協会準会員。北海道大学農学博士。

加え、断熱材など建材や健康食品、化粧品、医薬品など多くの製品を生み出す有用な農作物である。特に近年、CBD（カンナビジオール、THCとよく似た化学構造式を持つが、精神変容作用がなく麻薬指定されていない）を含む医薬品や健康食品の需要の高まりから、このCBDを多く含むヘンプの栽培が各国で拡大している。

こうした国々がヘンプの栽培と産業利用を推進できた一つの要因には、THC濃度の基準を設けたことである。ヘンプをTHC濃度で定義し（表2）、免許制度によって栽培や加工販売などが厳しく管理されている。

### 鎖国状態を打破し、ヘンプを北海道の基幹作物に

このような背景のもと、北海道ヘンプ協会（HIIHA）は「ヘンプを北海道の基幹作物に！ 目標面積は全道で2万ヘクタール」を掲げて2011年に活動を始めて以来、ヘンプに関する普及啓発活動、道庁・道議会へのロビー活動、大麻取扱者免許の取得支援、研究開発支援、先遣地視察などに取り組んでいる。

特にヘンプ先進国との国際交流に力を入れ、これまでヨーロッパ産業用大麻協会（EIIHA）の国内で唯

一の準会員として、ヘンプの国際会議への参加、海外ヘンプ産業視察などに取り組んでいる。

最近の活動を紹介すると、2015年「フランス・ヘンプ産業視察ツアー」、2017年「日仏ヘンプ国際交流シンポジウム」、2018年「中国黒龍江省ヘンプ産業視察ツアー」に続き、昨年10月には当協会の本部がある北海道旭川市で「ASACON（アサコン）2019——環境と健康にやさしい産業用ヘンプ国際会議」を開催した。

中国、タイ、マレーシア、オランダ、フランス、イギリス、アメリカ、カナダ、ニュージーランドなど海外12カ国から38人、国内から180人（うち道内100人）の計218人が参加し、各国のヘンプ産業の現況と北海道でヘンプ産業を発展させる上で必要な課題について有益な議論を行うことができた（本誌2020年1月号参照）。

海外では、大麻に関する法的規制を緩和し、医療用のみならず娯楽用大麻までもが合法化され、CBDビジネスなど新たなヘンプ産業が急速に進展しつつあるが、我が国は、国を閉ざし、国内ではキシリタンを厳しく取り締まっていた江戸時代のようである。大麻、ヘンプに関してはいまだに鎖国状態にあると捉え、こ

の閉鎖的な状況を打破するため、当協会は「日本ヘンプ開国キャンペーン」に取り組んでいる。

これは、ヘンプに関する海外の最新の情報や優れた製品を日本に紹介することによって、ヘンプの認知度を上げて国内市場を拡大し、国産ヘンプ製品への訴求を高め、国内栽培を広げ、国内ヘンプ産業の発展を図ることが目的である。

なぜ、日本では海外のようにヘンプ産業が発展しないのか。上述のように、日本では大麻といえば麻薬のイメージがあること、かつて有用な作物として身近にあった麻は忘れさられていること、海外の近代的なヘンプへの認知度もまだまだ低いことなどが挙げられるが、一番の理由はそうした状況を日本にもたらした大麻取締法とその運用にある。

国内ヘンプ産業の健全な発展のためには、時代に合った大麻取締法と関連法令の改正が必須であり、北海道ではヘンプ振興条例の制定が強く求められている。

### THC含有量の規制を取り込んだ法改正を

大麻取締法違反による芸能人の逮捕が時折大きく報道され、公務員の大麻事犯も発生するなど、ここ数

年、同法違反による逮捕者が増加している。

しかし元来、大麻取締法は大麻の栽培と所持を禁止する法律で、薬物の使用を禁止するものではない。すなわち、大麻（大麻草の葉と花、およびこれらの加工品）の所持が違法で、吸飲自体は違反ではないという一般にはわかりにくい法律である。

また、大麻取締法はマリファナ成分のTHCの有無に関わらず、全ての大麻草の栽培と所持を原則禁止としている。

しかし、この論理で考えるならば、毒キノコが危険だからと、キノコを全て禁止とするだろうか。1日も早く、国際的に通用するTHC含有量による規制を取り込んだ法改正を求めたい（表3）。

表3：北海道ヘンプ協会が提案する大麻取締法の改正案

<p>第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）、大麻草の種子及びその製品、産業用大麻及びその製品を除く。</p>
<p>2 この法律で「産業用大麻（産業用ヘンプ又は単にヘンプという。）」とは、THC（テトラヒドロカンナビノール）含有量が質量比で0.3%未満の大麻草をいう。</p>

※第1条のみ提示、アンダーラインが新たな提案部分

なお、この法律が制定された1948年当時は、2万戸を超える農家が約4000haの麻畑で生計を立てていたので、栽培は知事認可の免許制であったが、実際は届出制に近かったという。したがって、大麻取締法は本来、麻農家を保護する法律でもあったが、現在はもっぱら薬物取締りに適用され、農水省は大麻から撤退してしまった。農水省には、新たな農作物としてヘンプの研究をぜひ再開してほしい。

### 新たな目的では認可しない法運用

大麻を栽培するには知事発行の免許が必要になるが、新規の免許申請はまず認可されないという。この原因も大麻取締法とその運用にある。すなわち、厚労省は大麻の栽培目的を「作物として出荷したり、伝統的な祭事に利用したり、栽培技術を代々継承したりするなどの何らかの社会的な有用性が認められるもの」、あるいは「その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合」に限定している。「種子や繊維を農作物として出荷」と農作物としての通常の栽培目的を認めているにも関わらず、実際には「伝統文化の継承や生活に密着した

必需品として必要不可欠な場合」のみが正当な目的とされ、新たな栽培目的では認可しないよう各県を指導している。

厚労省にすれば、大麻の乱用による保健衛生上の危害を防止する観点から、栽培を可能な限り禁止するのは当然であり、新たなヘンプ産業の振興などは所管外ということだろう。諸外国のように、新産業の育成という観点からの法改正と運用が強く求められる。

### 作付面積は栃木中心に全国11ha、北海道内はゼロ

厚労省によれば2018年現在、栃木県を中心に栽培免許者は全国で35人、作付総面積は11.2haである。北海道では、北見市の(有)香遊生活が2005年に栽培免許を取得し、翌2006年から「おがら(麻がら)」などの生産を目的として、7.3aの圃場で栽培を開始した。長年、ヘンプの普及に尽力された同社の舟山秀太郎社長が昨年お亡くなりになり、2018年をもって道内の栽培面積はゼロになった。筆者は、2014年から3年間、上川管内の農家と研究者免許を取得し、栃木県農試育成の「とちぎしろ」の試験栽培を行なった。生育は極めて旺盛で、北海道でも栽培が十分可

能。1ha当たり約25tもの高い乾物生産能力を示したが、開花期が9月中旬と遅く、登熟不良で採種量は栃木県の約20分の1の10a当たり2.5kgにとどまり、食用の子実生産や採種には不向きだった。

### THCゼロ%品種の種子輸入にもブレーキ

「とちぎしろ」の採種が困難だったことから、フランスのヘンプイット社が開発したTHCゼロ%品種の輸入を目指すことにした。導入候補は早生で北海道でも種子生産可能、THCだけではなく、CBDも少なく、THCの乱用や違法なCBDの抽出が無意味な品種「サンティカ27」である(図1、表4)。

北海道では自家採種をせず、毎年フランスから種子を輸入すれば、野生大麻との交雑を回避でき、面倒な採種事業が不要となる。ちなみに、北海道のてん菜栽培では、製糖会社がヨーロッパから毎年種子を輸入している。てん菜もヘンプも共に工芸作物だが、将来、てん菜の作付けが減少した場合、一部をヘンプに置き換えて畑輪作を維持する時代が来るかもしれない。

いずれにせよ、現行の貿易管理令・輸入公表には播種用ヘンプ種子の品目がなく、すべて食用か飼料用のた

め、熱処理等によって発芽不能処理をしたものしか輸入できない(表5)。

貿易管理令を所管する経産省は法令の改定に前向きとの情報もあるが、道庁によれば、厚労省の見解はたとえ研究用であっても種子の輸入は困難とのこと。ここでも厚労省がヘンプ種子の輸入を阻むブレーキとなっている。

本格的な海外産の播種用ヘンプ種子の輸入にあたっては、その管轄と手続の明確化が求められる。



図1：THCゼロ%品種「サンティカ27」。外見の姿が日本の麻とは異なる。

### 栽培免許申請の窓口を県の薬務課から農政部へ

現行の大麻取締法については、農作物として大麻の規制、保護を第一に考えた運用を検討すべきと考え

る。大麻取扱者免許申請の具体的な項目を示した大麻取締法施行規則によると、栽培免許については厚労省と農水省の共同管轄となっている。

しかし、現在は免許申請手続きの窓口は、ほとんどの場合、厚労省からの業務を受け持つ県の薬務課となっている。薬務課の役割は、大麻を「違法な薬物」として取り締まることであり、農作物の保護という観点から免許の審査を行なうこととはないと思われる。

大麻取締法の本来の目的である農作物としての大麻の保護を考えれば、大麻取扱者免許の管轄を県の薬務課から農政関係課へ移し、薬務課は栽培が正しく行なわれているのか指導監督に徹するべきと思われる。

国内生産9割を占める栃木県では、今でも栽培免許の管轄は薬務課ではなく、農政課が担っているという。地域の伝統的な作物としての麻を守り育てるためには、既存の栽培農家の負担を軽減し、また新たな農作物としてのヘンプの栽培普及を後押しする必要がある。さらに、地域の新産業としてヘンプ産業を発展させ、新規就農や地域の雇用を増やすためには、各県における大麻取扱者免許の許認可事務に農政部局の積極的な関与による施行規則の適切な運用が求められる(表6)。

表4：とちぎしろ、Santhica27、火麻1号の比較

	とちぎしろ	Santhica27	火麻1号
品種登録	1983年 (日本)	2002年 (フランス)	2015年 (中国黒龍江省)
特徴	THCがほとんどない品種 従来品種より繊維収量増加	THC/CBD共にゼロ%品種 繊維含有量が多い	THCがほとんどない 従来品種より収量が高い
タイプ	雌雄異株	雌雄同株	雌雄異株
THC含有量	0.2%以下	無い	0.2%以下
CBD含有量	1～2%	無い	?
播種時期	採種 3月末～4月上旬 採種 5月下旬～6月上旬	4月下旬～5月上旬	4月下旬
開花期(雄花)	8月25日前後	8月6日	7月20日頃
繊維収穫期	7月上旬	9月上旬	8月20日頃
生育期間(採種)	100日	130日前後	110日
種子収穫期	10月下旬	9月上旬	9月中旬
生育期間(採種)	150日前後	130日前後	135日前後
繊維収量(10a)	60kg(精麻) 120kg(皮麻)	藁束：700～1300kg	藁束：1000kg、 長麻：116kg、 短麻：83kg
種子収量(10a)	40～50kg	100kg	?
千粒重(g)	25g	16.55g	22.7g

表5：縦割り行政：食用と播種用ヘンプ種子の輸入手続きについて

	法律	食用ヘンプ種子	播種用ヘンプ種子	
			研究目的	農業生産目的
経済産業省	貿易管理令	非発芽処理で輸入可	厚労省に従う	HSコードがない
厚生労働省	大麻取締法	種子は合法	大麻研究者免許で可能	未定
農林水産省	種苗法	—	厚労省に従う	未定

HSコード：国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一する目的のために作られたコード番号であり、貨物を輸出入する際の品目分類に用いる輸出入統計品目番号のこと

道議会や連絡会議で  
可能性の検討は続く

2013年に道が設置した「北海道産業用大麻可能性検討会(座長 松井博和北大名誉教授)」は、6年

間にわたる検討の結果、ヘンプの農作物としての可能性を認めたものの、厚労省が定める栽培禁止の適用除外の条件をクリアできるか整理が必要とし、事実上、大麻取締法の圧力によって昨年3月をもって検討会

を終了した。

一方、道議会では2014年6月に超党派の議員による道議会産業用ヘンプ推進研究会(会長 加藤礼一議長・当時)が設立され、現在も藤沢澄雄会長を中心に約半数の道議が

研究会に参加している。2017年12月には、同研究会が中心となって、国会と内閣に対する「産業用大麻の産業化に向けた必要な環境整備を求める意見書」を道議会に提案、決議するなど、全国的にも例を見ない活動を行なっている。

昨年6月には可能性検討会の後継として、北海道産業用ヘンプ連絡会議が設立され、議長には可能性検討会座長の松井先生が、運営委員長には道議会研究会の藤沢会長が就任した。なお、事務局は当協会が担うことになった。

### 法改正と条例改正求め 署名活動をスタート

当協会は2019年10月のASA CON2019を契機に、大麻取締法の改正と北海道ヘンプ産業振興条例の制定を求める署名活動を開始した。

2017年3月に改正された「北海道大麻取扱指導方針」では、大麻栽培者の免許認可の判断基準に、申請者の居住する地方公共団体の取り組みに大麻の栽培が位置付けられていること、免許申請時にはそれを証する書類を添付することが必須となったが、この意味は大変大きい。

例えば、北海道産業用ヘンプ振興条例をモデルとして各市町村がそれ

ぞれ独自にヘンプ条例を制定し、種子を確保さえすれば、道としては免許を交付せざるを得ないからだ(図2)。

①大麻取締法の改正  
②安全なヘンプ種子の輸入

③北海道産業用ヘンプ振興条例の制定  
これら3つが実現して初めて全道での本格的なヘンプ栽培が可能となり、道産ヘンプを原料とする国内ヘンプ産業が発展するに違いない。

海外でできることがなぜ日本でできないのか。我々は、全ての大麻を合法化せよと主張しているのではない。本年9月に世界各地の主要なヘンプ産業分野の11

団体が、「ヘンプは麻薬ではない」と主張する統一見解文書を世界に向けて発表したが、当協会もこの一員として文書に署名し、ヘンプを巡る日本の現状を世界に訴えた。

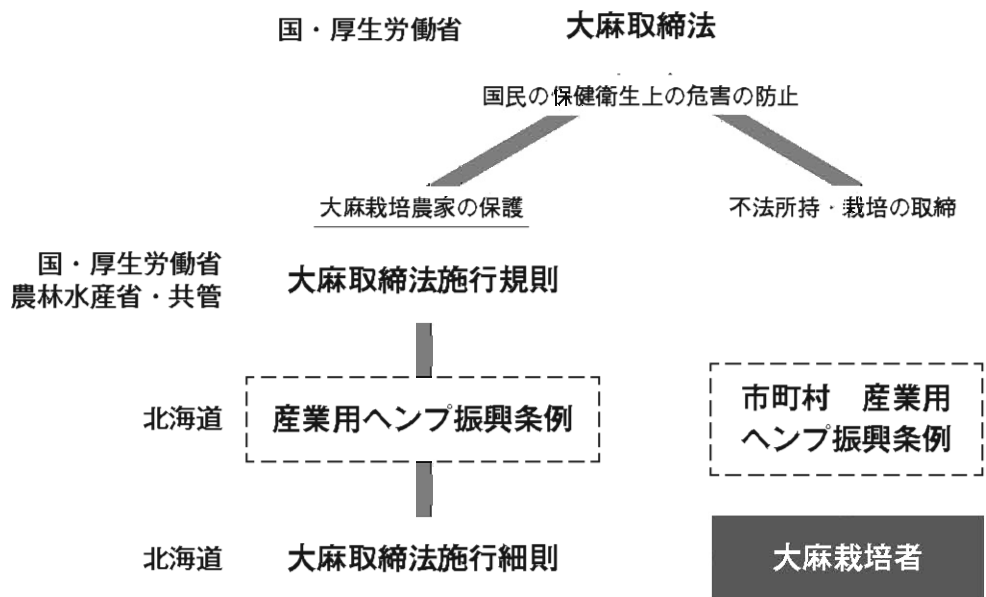
私たちは、ヘンプを有用な農作物

表6：農業者のための大麻取扱者規則の概要

部署 <sup>(※)</sup>	免許窓口	対象者	大麻草の部位	管理点	部署の性質
農政部 生産振興課	大麻取扱者 (栽培者免許)	農業従事者	種子、茎(繊維)	栽培	農業振興 新産業創出
保健医療部 薬務課	大麻取扱者 (研究者免許)	大学等研究者、 警察官、 麻薬取締官	花穂、葉	不法流通	管理・取締

※都道府県によって該当する部署名は若干異なる

図2：北海道産業用ヘンプ振興条例の位置付け



として認め、それにふさわしい法的な扱いを求めている。政府や国会は、こうした国民の声に耳を傾け、1日も早く国際的に恥ずかしくない大麻取締法関連の法的整備に取り組みをいただきたい。

署名活動への  
リンクはこちら

<https://www.hokkaido-hemp.net/regulation.html>